

移動等円滑化取組計画書

令和7年6月30日

住 所 神奈川県横浜市中区本町6-50-10  
横浜市役所19F

事業者名 横浜市  
代表者名（役職名及び氏名） 横浜市交通事業管理者  
三村 庄一

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

- |   |
|---|
| <p>(1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項<br/>バスの車種が多様化していることなどより、降車位置が既存のバス停に合わなくなり、お客様にご不便をおかけしているバス停があることから、ガードパイプや植栽の移植等を行い、お客様の安全性向上を図る。また、道幅が狭く、車いすでの乗降が難しいバス停も存在している。<br/>引き続き、公共交通移動等円滑化基準に適合した車両を購入する。</p> <p>(2) 役務の提供、旅客支援、情報提供、教育訓練等、広報・啓発に関する事項<br/>年間を通じて、乗り方教室・バリアフリー教室などの交通安全啓発活動や接遇向上研修などの乗務員研修を実施し、どなたにも安心してご利用いただける市営交通を目指す。</p> |
|---|

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
バス停 車両	<ul style="list-style-type: none"><li>・バス乗降環境の整備 バス車種が多様化により、降車位置が既存のバス停に合わなくなるという事象が発生したバス停について、ガードパイプや植栽の移植等を行う。</li><li>・車両 公共交通移動等円滑化基準に適合した車両で運行を行っており、引き続き同基準に適合した車両を購入する。</li></ul>

- ② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・乗務員に対するマニュアルの更新・配付</li> <li>・職員等の操作等が必要な設備を用いた役務の提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・役務の提供の方法に関する乗務員向けマニュアルを定期的に更新し、全乗務員及び職員に配付する。</li> <li>・接遇向上研修等において、職員の教育訓練を実施する。</li> <li>・車いすをご利用のお客様へ向け、ウェブサイトにおいてバスの乗車方法の説明を行う。</li> </ul>

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗務員による乗降サポート	1人での乗降が難しいお客様には、可能な範囲で乗務員がサポートする。

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
交通安全啓発イベント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者の方に安心してバスをご利用いただけるよう、イベントを通して啓発活動を行う。</li> <li>・高齢者施設や障害者施設に出向き、バスの乗り方教室や、バスに親しんでいただく機会を設ける。</li> <li>・健常者の方に高齢者や障害者の方への理解を深めていただくため、教材を用いた高齢者の疑似体験や、車いす体験を通じて、イベントでの啓発活動を行う。</li> </ul>

- ⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗務員を対象にした、様々な研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主に新採用乗務員を対象に、車いすの乗降・固定の一連作業をスムーズに行えるよう教育する。</li> <li>・高齢者の方への理解を深めて適切なサポートができるよう、高齢者体験キットを乗務員が身に着け、バスの乗降体験を実施する。</li> </ul>

- ⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
・高齢者、障害者等 用施設のウェブサ イト等への適切な 広報及び啓発活動	・ウェブサイトでの広報及び啓発を行う。(交通安全動画) ・車内へのマナーポスターの掲出を通じて広報・啓発を行う。

### III 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

該当なし
------

### IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

### V 計画書の公表方法

交通局ウェブサイトにて公表
---------------

### VI その他計画に関連する事項

--

注1 IVには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 VIには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。